

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東亜合成株式会社		コード	4045
提出日	2026/2/26	異動（予定）日	2026/3/27	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	加藤 隆史	社外取締役	○														○		有
2	石山 麗子	社外取締役	○														○		有
3	小林 慶行	社外取締役	○											△				新任	有
4	寺本 敏之	社外取締役	○							△									有
5	小町谷 育子	社外取締役	○														○		有
6	榎本 政彦	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		加藤隆史氏を社外取締役に選任した理由は、高分子化学をはじめ幅広い化学分野で、大学教授として培われてきた専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したためであります。以上に加え、加藤隆史氏は上記a～lのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。
2		石山麗子氏を社外取締役に選任した理由は、介護保険制度政策をはじめ幅広いケアマネジメント分野で、介護支援専門員および大学教授として培われてきた専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したためであります。以上に加え、石山麗子氏は、上記a～lのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。
3	2020年12月まで第一三共株式会社の業務執行者を務めていました。当社は同社および同社グループ会社との間取引実績がありますが、本届出直近事業年度の取引額の割合は、当社および同社の年間売上高の1%未満です。	小林慶行氏を社外取締役に選任した理由は、豊富な会社経営経験や製薬会社および創業ベンチャー企業での経験から培われてきた専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したためであります。同氏は、2020年12月まで第一三共株式会社の業務執行者を務めておりましたが、左記のとおり同社との取引は些少であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。
4	2019年6月まで当社のメインバンクである株式会社三井住友フィナンシャルグループの取締役を務めていました。	寺本敏之氏を社外取締役に選任した理由は、金融機関での経歴と豊富な役員経験から培われてきた幅広い見識を当社の経営に反映していただくことで、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したためであります。寺本敏之氏は、当社のメインバンクである株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび株式会社三井住友銀行の取締役を務めておりましたが、2019年6月に退任し、すでに6年9か月が経過しております。また、株式会社三井住友銀行が保有する当社株式は、発行済株式総数の4.32%にとどまること、ならびに株式会社三井住友銀行からの借入額は、借入金全体の32.2%で、他の金融機関と比べ突出していないことおよび自己資本金額の1.6%に過ぎないことから、当社の経営陣に同行のコントロールが及んでいるということはありません。以上から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。
5		小町谷育子氏を社外取締役に選任した理由は、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくことで、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したためであります。以上に加え、小町谷育子氏は、上記a～lのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。
6		榎本政彦氏を社外取締役に選任した理由は、国税庁での経歴や税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくことで、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したためであります。以上に加え、榎本政彦氏は、上記a～lのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。